2 本町の障害者雇用の現状と課題

■2-1 障害者雇用に係る現状

1) 障害を有する職員の働く環境の整備状況

障害を有する職員の総合的な相談窓口として、総務部総務課人事係を定めています。

平成28年4月より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 (以下、「障害者差別解消法」という。)が施行されたことに伴い、職員一 人ひとりが障害に対する理解を深め、障害を有する人に対して場面に応じ た適切な対応ができるよう全職員対象に研修を実施し、以降、新規採用職 員に対し、障害者差別解消法に係る研修を行っています。

また、同年度には職員駐車場内において「思いやり駐車場」を設置し、 身体障害者、妊産婦、けがや病気等により移動に配慮が必要な職員に対し て、専用駐車区画を設けています。

一方で、障害を有する職員の活躍を推進していく観点では、所属する職場での人的サポートや、それぞれの障害の特性に対する理解等、組織全体として、当該職員の活躍推進を図る体制整備は十分とは言えない状況です。

2) 職務の選定・創出の状況

障害を有する職員の職務の選定については、配属された職場において行い、事務を進めるに際しては、同僚や上司が助言・指導をしています。

また、遂行できる職務や障害特性に応じた職務については、業務全般に 対する本人の取り組み状況を踏まえ、上司等が把握するとともに、人事部 署が調査を行っています。

3) 障害者雇用率

障害者雇用促進法では、地方公共団体の責務として、「自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならない」とされており、障害者の雇用の場の確保に向けて、民間企業等よりも高い法定雇用率が設定されています。

法定雇用率は、平成30年4月より2.3%から2.5%に変更され、令和3年4月までには、2.6%に引き上げられる予定になっています。

本町においては、下記の表のとおり、法定雇用率を下回っている年度**もありますが、令和元年度には法定雇用率を上回っています。

表【本町の障害者雇用率の推移】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
本町の障害者雇用率(%)	2. 08	2. 36	2. 28	2. 28	2. 35	2. 61	2. 41	3. 41
法定雇用率(%)	2. 10	2. 30	2. 30	2. 30	2. 30	2. 30	2. 50	2. 50
不足人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

※障害者雇用率が法定雇用率を下回る年度:不足人数が1人未満のため充足。

4) 採用試験の実施状況

本町では、平成25年度から身体障害者を対象とした採用試験を実施しま した。

平成30年4月から障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わったこと、同年12月に人事院による「障害者の採用に係る募集及び採用の方法等に関する基本的な考え方等について」の通知を踏まえ、令和元年度の試験より、従来の身体障害者のみではなく、知的障害者及び精神障害者も含めて受験可能とするよう対象を拡大しました。

■2-2 障害者雇用に係る課題

本町では、雇用面を踏まえると、法定雇用率を上回っておりますが、障害を有する職員が、住民サービスの担い手としてそれぞれの能力を発揮できる職場づくりが必要です。現状を踏まえ、以下の4点を課題として整理しました。

・<u>課題1:募集・採用</u>

障害者雇用率は法定雇用率を上回っているが、今後も安定的、継続的な任用が求められるため、現在の採用方法に加えて障害者の特性に配慮した選考などについて検討していく必要があること。

·課題 2:組織·職務環境

人的サポート体制を確立し、多様な相談先を確保するなど、障害を有する職員が相談をしやすいような体制を整備すること。

施設や支援機器などのハード面での職務環境改善により、働きやすい環境 づくりを進めていく必要があること。

・課題3:人材

上司など周囲の職員は、障害の特性について理解し、障害を有する職員が能力を有効に発揮することができるように配慮する必要があること。

そのため、研修等の取組を推進することにより、障害を有する職員とともに働くことについての知識・技術の向上を図ること。

・課題4:職務の選定・創出

各職場において、障害を有する職員とのコミュニケーションが十分ではないため、遂行できる職務や希望する職務の把握が不十分であること。

本人の意欲や個性・特性に応じて能力を発揮することができるように、職務の選定及び創出に向けた検討を行い、障害を有する職員の業務の幅を広げていく必要があること。